

他人の住居に一時滞在する者による証拠排除申請の適否

Minnesota v. Carter, 64 Crim. L. Rep. 158 (1998)

平澤修

一事実

アパートの中で白い粉を袋に詰めているところを窓越しに見かけたとの情報を得た警官が直ちにそのアパートに赴いた。そして、窓に下ろされたブラインドの隙間から二人の男（被上告人のカーテーとジョンズおよびそのアパートの賃借人トンプソン）による袋詰め作業を数分間観察した後に、本署に連絡し、令状請求を要請しそのアパートに引き返した。ところが、一人の男（被上告人両名）がアパートを出て車で立ち去ろうとしたため、応援の警官が車を停止させ、ドアを開けてジョンズを下車させた。その後、車の床に黒い小物入れと拳銃があるのが見かけられた。被上告人両名はその場で逮捕され、その翌日の車内捜索の結果、コカインとその計量器などが発見された。車を差し押さえた後に、警官らはアパートに引き返し、賃借人のトンプソン（本件の当事者はなっていない。）を逮捕した。令状にもとづくアパート捜索の結果、残留コカインが袋詰めの行われていた台所のテーブルなどから発

見された。被逮捕者両名は窓から覗いた警官によつてその同一性が確認された。

被上告人両名は、第一級規制物質違反罪の共謀ならびに加担⁽¹⁾のなどで訴追された。彼らは、最初に警官の行なつたアパートの観察は修正四条に違反する不合理な捜索であり、そのような捜索の結果獲得されたすべての証拠は毒樹の果実として許容されえないと論じ、アパートと車から獲得されたすべての証拠ならびに逮捕後に彼らがなした負罪供述の排除を申し立てた。

ミネソタ州公判裁判所は、Olson 事件⁽²⁾の被告人とは違つて、被上告人らは「社交上の泊り客」(overnight social guest) ではなくて州外からの一時的な訪問客（滞在時間二時間半）にすぎないから、警察によるアパートの観察に對し修正四条の保護を主張する資格はないと判示した。また、警官の観察は修正四条の意味する捜索ではないとも判示し、被上告人両名を有罪とした。

ミネソタ州控訴裁判所は、カーターの「社交上の泊り客」であつたとの主張は、アパート内で麻薬の袋詰め作業を行つただけだからなしえないのであり、したがつて警官の観察行動に異議を唱える「適格性」を有していないと判示した。また、カーターとは分離した裁判で、同控訴裁判所は、ジョンズに対して、「適格性問題」につき論じることなくその有罪を確認した。

ミネソタ州最高裁判所は、被上告人には、侵害された場所に「正当なプライバシーの期待」(legitimate expectation of privacy) を有しているから、修正四条の保護を主張する「適格性」があるとして、原判決を破棄した。同最高裁は、「社会はコカインを袋に詰める仕事を有益とは認めないとても、家の所有者や賃借人が合法か違法かに関わらず共同の仕事をするために他人をその家に招き入れる権利は有益と認めるはずである。したがつて、被

上告人らは警官の観察の結果収集された証拠を排除する申立てをなす適格性を有している。」と判示した。そして被上告人らに適格性があることから、警官の行なった観察は修正四条にいう捜索を構成し、かつ違法であるとの判断を示した。

二 判旨——破棄差戻し

(1) 法廷意見（レンクイスト首席裁判官執筆）⁽³⁾

原審は、「適格性」原理のもとで正当なプライヴァシーの期待を被上告人らが有しているかどうかにつき分析を行なった。しかし、その分析方法は当裁判所が二〇年前の *Rakas* 判決⁽⁴⁾で明白に却けたものである。われわれの分析の基礎となつたのは、被告人が彼自身の修正四条の諸権利に対する違反を証明できるかどうかを判断するに際して、「権利の限定が、適格性の範囲というよりは実質的な修正四条の範囲内で適切になされているか」という考え方であつた。修正四条は、不合理な捜索から人々を「彼らの身体および家屋」につき保護するものである。Katz 判決では、「修正四条は場所ではなく人々を保護する」とされた。ただし、同条項の保護の及ぶ範囲は、人々の居る場所次第である。換言すれば、侵害された場所にその者が正当なプライヴァシーの期待を有しているか否かについている。

そこで、我々は、状況によつては他人の家においても正当なプライヴァシーの期待を認めている。例えば、Olson 判決⁽⁶⁾において、「泊り客」(overnight guest) がプライヴァシーの期待を有していると判断した。また、Jones 事件⁽⁷⁾において、アパートの捜索から生じた証拠の排除を求めた被告人は、友人からそのアパートの使用が許されて

いたのであり、一晩そこで眠つたのみならず、捜索時に一人で部屋にいたのである。アパートの捜索が修正四条に違反するとした Jones 判決が妥当であることは確かだが、一方で「捜索場所に正当に居る者はだれでもその合法性を争うことができる」とした判旨は、明らかに Rakas 判決で拒絶された。つまり、「泊り客」は修正四条の保護を要求しうるが、単に家屋所有者の同意を得て滞在する者は要求できない。被上告人らは泊り客ではなく、仕事のために数時間居たにすぎない。彼らの訪問にその他の目的があつたわけではなく、また、トングスンとの間に以前に関係があつたわけでもない。

なお、当裁判所は、一定の状況では労働者が彼自身の仕事場に対する修正四条の保護を主張しうると判示したが⁽⁸⁾、それと同様の重要な繋がりが被上告人らとトングスンのアパートとの間にあることを示すものは何もない。アパートの中でなされていたことが純粹に商業的性質のことであり、居た時間も短く、被上告人らとアパート賃借人とのこれまでの繋がりもないことからすると、被上告人の立場は単にその場所に立ち入ることが許された場合に近いものといえよう。したがつて、本件捜索は修正四条に違反するものではない。

被上告人らはアパート内では正当なプライバシーの期待を有していないことから、警察官の観察が「捜索」となるかどうかを判断する必要はない。したがつて、原判決を破棄し、事件を本意見と矛盾しない手続のために差戻す。

(2) 補足意見（スカリリア裁判官執筆⁽⁹⁾）

法廷意見が Olson 判決を含む最近の判例を正しく理解している点で、私はこれに与する。但し、これらの判例は必ずしも修正四条の文言を厳密に解釈していないことから、補足意見を述べるものである。

修正四条は、「不合理な搜索および押収に対し、彼らの身体、家屋、書類および所有物が安全であるという人民の権利」を保護している。ただ、「彼らの……家屋」という文言は、曖昧である。その解釈は、「彼らの各人の家」と「彼らの各人の家と各人の居る他人の家」と二通りありうる。しかし、法廷意見が示唆する¹⁰とく、「家屋」も並列する「身体、……書類、所有物」と同様に解されるべきであり、「彼らの各人の家」と解されるのが自然である。

また、修正四条は、元来、不動産を単純封土権¹¹(fee simple)として保有する莊園領主のみを保護するものであるが、人民は単に賃借し住んでいるにすぎない場合でも「彼らの」家屋と呼んでいる。¹²この家屋概念が保護の基準である。それゆえ、単なる訪問客にとっては聖域でもなければ城でもない。以上の理由から、賃借人であつても、母親の家に同居する者であつても、修正四条の保護の対象とする¹³ことは正しい。さらに、限界事例として、知人宅に一晩泊まる者であつても不合理な搜索から保護されるとしたのも首肯できる。しかし、本件の¹⁴「とくコカインを袋詰めするために数時間他人の部屋を使用した場合だけのときまでも保護の対象に含ましめる」とは、いかに解釈を括げても無理である。

なお、Katz判決が「修正四条は場所ではなくて人々を保護する」という判断を示したと反対意見は主張するが、問題はどのような保護が人々に与えられるのかであり、そのためには場所との関わりを考慮せざるをえない。修正四条は、一般的な「プライバシーの権利」を保障するものではなくて、「社会が合理的とするもの」を定めることを当裁判所に委ねている。ただ、連邦憲法が、プライバシーの保護の客体を具体化しているとはい、さらなる客体の個別化については裁判所ではなくて人民の善良なる判断を体する立法者に委ねられていると考えるのが相

当である。

(3) 捕足意見（ケネディ裁判官執筆）

法廷意見の理由付けは、ほとんどすべての社交上の訪問客は正当なプライバシーの期待を有しており、訪問先の家で不合理な捜索から保護されているとする点で私の見解と合致するものであり、これに与するものである。

修正四条は、人々が彼らの家の中で安全でいる権利を保護するものであり、家が人々の私的な生活の中心として特別に保護されるものであることは言うまでもない。家の安全は、高められた監視と複雑化した情報伝達様式によってプライバシーが弱められている世界でも、法によって保護されねばならない。しかし、修正四条の保護するのは、本質的には個人的な権利であり、この権利の主張には自ずから制約がある。すなわち、修正四条の権利は個人的なものであり、ある者がある場所の捜索に異議を唱え、排除法則を主張するとき、その者はその場所に対しても必要とされる繋がりを有していなければならない。

この繋がりとは、すなわち社会が合理的と認めるプライバシーの期待である。ほとんどの「社交上の客」は、家屋所有者が社会慣習に従つて彼らと第三者を交わらせることに裁量権を行使することを正当に期待できるのであり、Olson判決で認めているように、泊り客もこのような期待を有している。この点で、客といえども一定の範囲で家屋所有者の合理的な期待を分かち合うとする反対意見の考えは正しい。だが、本件はそのような事案ではない。

(4) 結論同調意見（フレイヤー裁判官執筆）

私は、被上告人らが修正四条の保護を主張しうるとする反対意見に同意する。しかし、上告人は、警官が「住居

の庭の外の公の場所から」なした観察が被上告人らの修正四条の権利を侵害したかどうかという第一の問題を提起している。私の見解では否である。

警官は、公に用いられている場所からアパート内の台所を覗き見たのであり、その場所に立つ通行人からプライバシーを保つことにアパートの住人は用心を欠いていた。そもそも通りから簡単に中が覗けるアパートの一階に住む者は、自ら覗かれないよう注意する必要があるといわねばならない。このような場合に警官の行動が憲法違反の「不合理な搜索」であるということはできない。⁽¹⁴⁾

それゆえ、結論において法廷意見に与するものである。

(5) 反対意見（ギンズバーグ裁判官執筆）⁽¹⁵⁾

当裁判所の判決は、短時間の訪問客の安全のみならず、居住者自身の安全をも損なつものである。私見では、家屋所有者等が個人的に客を招待するときは、それがどのような目的であれ、客はその家屋を不合理な搜索・押収に対する避難所として共有することになると思われる。

その意味で、Jones 判決で述べられた「正当にその場所にいた」という基準の復活を提案するものではない。本日の判断は、警察が泊り客ではない訪問客を有罪とするための証拠を捜すために個人の住居を覗き見ることを唆すものである。それどころか、警察が相当な理由を有していないとしても、住居内にいる者の一人でも「適格性」がない場合には、その搜索によつて警察はすべてを得、何も失わないものである。Rakas 判決は、車内捜索に関しこのようなことを許容しているが、私には、Rakas 判決におけるごとき危険を家屋にまで拡大する積極的理由は見出せない。

招待を受けた訪問客は、その家屋における合理的なプライヴァシーの期待を獲得する。Olson 判決は、泊り客についてそのように判示した。この論理は、短時間の訪問客にもあてはまる。つまり、家屋所有者が、たとえ短時間の訪問者であろうとも、招待客とプライヴァシーを共有しようとする限り、合理的なプライヴァシーの期待の要件は充たされるというべきである。

なお、主人と客による行為が違法であることが、この分析を変更するものではない。例えば、Olson 事件において、当裁判所は、第一級謀殺等の重罪で警察に追われている「泊り客」を修正四条の保護下にあるとした。違法な行動が憲法違反の搜索を合憲とするならば、修正四条の保護は、警察活動を規制するという点でほとんど無力である。

プライヴァシー権の有無を自動的に判定する基準といつもは存在しないが、歴史的背景に鑑みて合理的と認められる原則と基準にしたがって判定されねばならない。「取引の電話を盗聴することは電話ボックスを使用する間に送信者が正当に期待しうるプライヴァシーを侵害するものである。」とした Katz 判決の事案と比べて、本件の被上告人らには合理的なプライヴァシーの期待が認められないことには同意できるものではない。

三 檢討

本件では、窓のブラインドの隙間からアパート一階の部屋の中を覗き見た警官の活動が修正四条の不合理な搜索にあたるか、そして、その時中に一時的に滞在していた訪問客たる被上告人らはそのような活動から保護される対象足りうるか、すなわち結果として差押えられた証拠の排除を申請しうるかが問題となる。

このような場合に修正四条の権利を主張する者に対し、旧来、下級審は、違法捜査の直接対象とならなかつた者に救済は認められないとする「適格性原理」による判断を示していた。しかし、一九五五年の Martin 判決⁽¹⁶⁾において、違法捜査がまかり通ることへの危惧から、この「適格性原理」が放棄された。そして、一九六〇年の Jones 判決⁽¹⁷⁾において、連邦最高裁は「自動的適格性」(automatic standing) を認めることにより「適格性原理」を形骸化した。すなわち、原審が、被告人の捜索されたアパート内での利益を主張できなかつたこと、およびそれが有罪の根拠となるとはいえ麻薬の所有者であることを主張しなかつたことを理由に適格性を否定したのに対し、連邦最高裁は「本訴追においてジレンマを生ぜしめる要素、すなわち麻薬の所有が有罪の根拠となると同時に適格性を付与する」ということが、捜索場所や押収された麻薬に対する利益の主張を、通常とは違つて不要にする。」と判示したのである。被告人が自己負罪的となる財産権の主張をなさないかぎり捜索の違法性が争えないことにに対する配慮の結果である。これがさらに進んで、一九六五年の Linkletter 判決⁽¹⁸⁾が「無法な警察活動を効果的に阻止するには、排除法則をおいてない」とし正面から違法捜査抑止を標榜したことは、上級審も「適格性原理」を放棄したと思わせるものであった。

しかし、その後、「適格性原理」は復活の歩を進めた。一九六八年の Simmons 判決⁽¹⁹⁾は「適格性を立証するために被告人によつてなされた証言は、公判での有罪認定に際して被告人に不利に用いられてはならない。」として、制限を付しつつも適格性を要求した。さらに、一九六九年の Alderman 判決⁽²⁰⁾では、「証拠の排除は修正四条の権利が侵害された者のみによつて主張されうることであつて、違法な証拠が用いられたことのみでは認められない。」とされたのである。つまり、適格性がないときは、違法捜査の際に差し押さえられた証拠といえども、直接その搜

査の対象とされていない以上、その物証としての真実を語る価値ゆえに排除されるべきではない、としたのである。「適格性原理」の完全復活である。

だが、これでは、「適格性原理」に付きまとつて自[口]不在拒否特権侵害の危険も以前どおりそのまま復活することになる。そこで、「正当なプライバシーの期待」という実質的基準が持ち込まれることとなつたものと考えられる。この基準は、一九六七年の Katz 判決ですでに採用されていたが、そこでは電話ボックスからの送信の盗聴が正当に期待しうるプライバシーを侵害するとの判断が示されていた。そして、一九七八年の Rakas 判決は、逃走中の武装強盗の被疑者の同乗する車を停止させ、徹底した車内捜索の結果証拠を押収した事案であるが、そこでは行き過ぎた捜索であっても同乗者である容疑者から「正当なプライバシーの期待」を有することが示されない以上証拠の排除は認められないとした。自動車という性質からしてもともとプライバシーの期待が認められにくい事案であったともいえよう。しかし、最近、交通違反で停止させられた車の運転者が麻薬所持の現行犯で逮捕された際、同乗者ではあるが、その所有物であることをはつきりと主張し、開披を拒否した小物入れをむりやり開けられて調べられた結果麻薬の所持を発見された事案において、「正当なプライバシー」の期待が認められなかつた。⁽²¹⁾ Rakas 判決よりも更に権利保護を薄くするものであり、自動車捜索においては、現在ではほとんどプライバシーの保護を期待できない状況が窺われる。

ところで、本判決の特徴は、捜索の場所が住居であることである。永らく住居におけるプライバシーの期待は絶対的ともいえるものであった。そこに住む者は、たとえ捜索の際不在であつたとしても異議を唱えることができるのである。先の Alderman 判決では、「もし警察が家屋に対し無令状捜索を行い、第三者に属することが明白な

物を押収するとしても、家屋所有者はそれを自己に不利に用いられることに異議を申し立てることができる。その理由は、彼がその物に利益を有しているからでもなく、その物の違法捜索の果実だからといつものでもない」とされた。ちなみに同判決では、保護の対象が家屋内での会話にまで拡張されたのである。

問題は、本件のことく、そのように手厚い保護の下にある住居を訪問し滞在する者のプライヴァシーの期待がどの程度認められるかである。この点、一九八〇年のRawlings判決は、家の所有者を麻薬販売容疑で逮捕した際に、その場に居合わせた訪問者Rawlingsからもう一人の訪問者に預けられていた麻薬を発見・押収したという事案であった。その時点でこの二人の訪問者はその家で一晩を共に過ごしていたのであつたが、それでも「正当なプライヴァシーの期待」が認められないとされた。これに対し、一九九〇年のOlson判決においては、「社交上の泊り客」の基準が打ち出されたとされる。そして、本件判決もその考え方を踏襲するもののように見受けられる。しかし、その基準は単に「泊り客」であればプライヴァシーが保護されるとされるものではなさそうである。本判決法廷意見において、「社会の承認する理解に照らして合理的なプライヴァシーの期待」との制限が付されているからである。⁽²³⁾Olson判決も、強盗殺人事件の容疑者が隠れていた事案であった。つまり、麻薬取引の準備といった違法目的で住居に滞在する者は、「泊り客」であるとしても「正当なプライヴァシーの期待」が認められない」とされる余地があろう。その意味で、Rawlings判決と矛盾するものではないと考えられる。本件においては、「正当なプライヴァシーの期待」という基準を定立することにおいて、多数意見と少数意見との間に意見の対立は見られない。ただ、この基準が抽象的であるがゆえに、より具体的な「社交上の泊り客」なる下位準則を持ち出す一方、単なる「泊り客」は保護しないことを示唆するものと言えよう。ともあれ、本件被上告人らは単なる「泊り客」で

もない以上、保護されないとされたのは判例の考え方からすれば当然の帰結である。

いずれにせよ、違法捜査に対する連邦最高裁の態度は、直接その抑止をめざして排除法則を適用するという態度から、違法捜査の対象とされる側の証拠排除申立ての実質的基準を設けることによって、結果的に大方の違法捜査を救済しようとするものと言えよう。近年伝えられる麻薬（コカイン）犯罪に対する「これ以上ないような厳しい取締り」とその結果とも言える急激な受刑者の増加を⁽²⁴⁾、「」のような判例の態度が裏付けるものとも言えようか。とはいへ、「いかに厳しい犯罪状況であろうとも、違法捜査は場合によつては人権を侵害するのみならず冤罪を増大させる危険性を有しております、排除法則の意義は決して失われてはならない」と⁽²⁵⁾べきである。本件の「」とき警察活動が違法捜査とされるべきかは微妙であり、結果的にはプレイヤー裁判官の「」とも判断も可能とは思われるが、やはり、「正當なプライバシーの期待」がないかわり捜査の有無すら問う必要がないとする」とにより失われるものは、あまりに大きいと詰め切るをえない。

- (1) Minn. Stat. §152.021, subd. 1 (1), subd. 3 (a) (1996).
- (2) Minnesota v. Olson, 495 U. S. 91 (1990). 知人宅に泊まっていた強盗殺人事件の容疑者を、家人の許しを得ず、かゝらず緊急事情⁽²⁶⁾無令状で踏み込み逮捕した事案である。
- (3) オロナード・スカリア、ケネディ、ルーマス各裁判官与す。
- (4) Rakas v. Illinois, 439 U. S. 128 (1978). 本件につき、拙稿「車内の違法捜査によつて得られた証拠に対する同乗者の排除申請の適否」⁽²⁷⁾アメリカ刑事判例研究第一巻九四頁（一九八一年・成文堂）。
- (5) Katz v. United States, 389 U. S. 347 (1967). 本件につき、山中俊夫・英米判例百選一公法一七六頁（一九七八年）。
- (6) 前出⁽²⁶⁾ 参照。

- (7) Jones v. United States, 362 U. S. 257 (1960).
- (8) Mancusi v. DeForte, 392 U. S. 364 (1968).
- (9) ネーマス裁判官印。
- (10) 相続人がいる限り、その種類を問わず承継される不動産相続権を意味する。英米法辞典11回1頁(一九九一年・東京大学出版会)参照。
- (11) Chapman v. United States, 365 U. S. 610 (1961).
- (12) Bumper v. North Carolina, 391 U. S. 543 (1968).
- (13) 録用(2) & Olson 幹丸。
- (14) Florida v. Riley, 488 U. S. 445 (1989) 参照。ヒロピターから、背丈よりも高い灌木で囲まれ、屋根も丸〇%が覆われた強盗を覗いた場合を許容しないとした事案である。
- (15) ベトマーチハバ、ベーター各裁判官印。
- (16) People v. Martin, 290 p. 2d 855 (Cal. 1955). これ判決は、LaFave, Search and seizure: A Treatise on the Fourth Amendment (2d ed. 1987), §11.3 (j) at 365. これによると、大抵のヒューリックは、好意的取扱い。
- (17) 前掲 著(7)。「懸念理論」(target theory) と称される。
- (18) Linkletter v. Walker, 381 U. S. 618 (1965).
- (19) Simmons v. United States, 390 U. S. 377 (1968).
- (20) Alderman v. United States, 394 U. S. 165 (1969).
- (21) Wyoming v. Houghton, 65 Crim L. Rep. 23 (Decided April 5, 1999).
- (22) Rawlings v. Kentucky, 448 U. S. 98 (1980). 本件は今も、著者光男「押収物の所有者たる被告人の証拠排除申立

権」アメリカ刑事判例研究第一巻五一頁（一九八六年・成文堂）。

(23) Smith v. Maryland, 422 U. S. 735 (1979) 参照。本件につき、関哲夫「ズハ・ラシスターの使用と修正四条」アメリカ刑事判例研究第一巻三〇頁（一九八一年・成文堂）。

(24) 一九九九年初頭で、合衆国の刑務所人口は、シカゴ、プリズン合わせて一八〇万人となり、そのうちの州のプリズンには一一〇万人が収容されてくる。一九八四年のいわゆる「真の量刑法」(Truth in sentencing law) 制定以来、とりわけ麻薬事犯に対する取締りが強化され、単純な所持のみで実刑が科され、ペナルピロードを厳しく制限し、パロール中の遵守義務違反での刑務所再収容も頻繁に行われているとのことである。以下に示すリポート・タイムズ紙の一連の署名入り記事で伝わられるアメリカの犯罪ならびに刑務所の現状は深刻である。

① Fox Butterfield, National : Prison Population Growing Although Crime Rate Drops, N. Y. TIMES ON THE WEB, Aug. 9, 1998.

② Fox Butterfield, National : Prison Population Increases as Release of Inmates Slows, N. Y. TIMES ON THE WEB, Jan. 11, 1999.

③ Fox Butterfield, National / Metro : As Crime Rate Falls, Number of Inmates Rises, N. Y. TIMES ON THE WEB, Jan. 19, 1999.

④ Timothy Eagan, Week in Review : Less Crime, More Criminals, N. Y. TIMES ON THE WEB, Mar. 7, 1999.

⑤ Fox Butterfield, National : Inmate Population Reaches 1. 8 Million, N. Y. TIMES ON THE WEB, Mar. 15, 1999.

(25) 最近の強姦事件についてあるが、無辜の者がDNA鑑定の結果加害者でないことが判明し、一七年間の刑務所収容を経て釈放されたことが報道された。この科学鑑定が徹底されれば四人は一人の被疑者が誤認逮捕されたとしても少なくとも起訴されることがなくなることになると述べる。アメリカにおける冤罪の多さは計り知れないといふと言ふよ。

Bob Herbert, Op-Ed : How Many Innocent Prisoners ?, N. Y. TIMES ON THE WEB, Jul. 18, 1999.

ただし、本件は、「結果的に」物証が示すとおり、真実を歪めることにはなつておらず、ただ捜査の廉潔性のみが問われる場面と言えようが、「捜査の開始時点で」法執行の裁量があまりに大きく認められるならば、やはり冤罪が生み出される蓋然性が高まるものと言わざるをえない現実があるようと思われる。